

一般社団法人歯科基礎医学会
若手研究者助成制度規程

Japanese Association for Oral Biology Grant-in-Aid for Young Scientists

(総則)

第1条 本規程は会則2条の目的により、若手研究者助成制度について定める。

- 2 歯科基礎医学の発展を担う若手研究者の研究を奨励するために若手研究者助成制度を設け、会員の将来に渡る研究活動の促進を図ることを目的とする。

(対象研究)

第2条 歯科基礎医学を発展させることが期待できる研究テーマを助成対象とし、申請者の単独研究とする。

(助成内容)

第3条 対象研究1件につき、原則として、50万円を上限に研究費を助成する。

(研究期間)

第4条 対象研究の期間は、原則として、2年間とする。

(助成件数)

第5条 各年度の助成件数は、原則として、1～2件とする。

(応募資格)

第6条 応募資格は下記とする。

- (1) 本会正会員または学生会員であること。但し、応募時および研究期間において学部学生は除く。
- (2) 応募締切時に40歳未満あるいは学位取得10年以内の者。但し、出産・育児・介護等のために研究を中断した場合には、年齢制限あるいは学位取得後の年限において中断期間分の延長を認める。その場合、該当期間を申請書中に記載すること。
- (3) 本助成申請時に同じ研究内容に対する他の研究費等を獲得していないこと。

(応募方法)

第7条 所定の申請書に必要事項を記入し、必要資料を添えて学会事務局に提出する。

(選考)

第8条 助成研究の選考は、研究委員会で審査選考し、常任理事会の議を経て決定する。

2 選考方法は、別に定める。

(研究成果等の報告義務)

第9条 助成を受けた者は、研究期間中または終了後に、研究成果の報告について下記を履行しなければならない。

(1) 研究経過を、研究開始後1年を目処に研究委員会へ報告する。

(2) 研究成果を、研究終了後3か月以内に研究委員会へ報告する。

(3) 研究成果を、歯科基礎医学会学術大会で発表する。

(4) 研究成果に関する論文を原著論文として学術誌に発表し、研究委員会に別刷り等を提出する。発表する学術誌は **Journal of Oral Biosciences** や国際英文誌が望ましい。

2 研究成果に関する論文掲載や学会発表等をする際は、本会からの研究助成によることを明記、明言する。なお、本助成の英語標記は **Japanese Association for Oral Biology Grant-in-Aid for Young Scientists** とする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 本規程は、平成26年2月14日より施行する。

2 本規程は、平成28年8月24日に一部改正し、同日から施行する。

3 本規程は、平成29年5月13日に一部改正し、同日から施行する。

4 本内規は、平成29年9月16日に一部改正し、同日から施行する。